

## 熊本県，宮崎県，沖縄県への往来についての知事メッセージ

令和3年1月14日  
(健康増進課)

新型コロナウイルス感染症については，全国的に感染拡大の状況にあり，1月13日には，国において，緊急事態宣言の対象区域に愛知，大阪，福岡など7府県が追加されたところです。

本県も，警戒基準の感染急増の段階であるステージⅢに非常に近づいており，予断を許さない状況にあり，これ以上の感染拡大を防ぐためにも，今が極めて重要な時期です。

このような状況を踏まえ，県民の皆様におかれましては，同宣言の発令期間中は，同宣言の対象に追加された府県への不要不急の往来は自粛していただくようお願いいたします。

また，これらの対象区域と同様に感染が拡大している，熊本県，宮崎県，沖縄県への不要不急の往来についても自粛していただくようお願いいたします。

なお，不要不急でない場合も慎重に判断していただくようお願いいたします。

県民一丸となって，危機感をもって，感染防止対策にしっかりと取り組む必要があります。

引き続き，県民の皆様の御理解，御協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 不要不急の往来を自粛していただく地域【令和3年1月14日現在】

<緊急事態措置実施区域>

期間	都道府県名
令和3年2月7日まで	栃木県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県

<緊急事態措置実施区域と同様に感染が拡大している地域>

期間	都道府県名
令和3年2月7日まで	熊本県，宮崎県，沖縄県